

保険料を上げても、決して年金の給付が手厚くなるわけでもなく、
当初から批判もありました。

ちなみに、現在この第3号被保険者の認定基準には年収制限があり、
1993年から現在の130万円となっていますが、
スタート当時の年収は90万円でした。

今年1月からの「運用3号」は結局当初の運用方法が大きな非難を浴び、
内容の見直しが始まり、再び浮上してきたのが、「カラ期間」と同じ考え方で
の処理、保険料を納める時効2年を遡って支払うことが可能とする等、
色々な法整備がなされることになります。

●西尾はこう思います
年金制度改正の都度、この第3号制度については活発に論議がされますが、
制度の中身は導入以来根本的な改正はされていません。

第3号制度だけではなく、
長すぎる受給資格期間の25年、
年金だけで老後の生活は成り立たない現状、
障害をお持ちの方の生活苦等
年金制度の改革は必須です。

しかし、一方で、
年金制度を支える企業、労働者の抱える
日本国内の雇用と労働問題も深刻です。

雇用、年金、社会保障
三位一体の改革が急務と考えます。

まずは、社会保険の原則
「拠出なくして給付なし」に立ち戻り、
第3号制度の改革に取りかかるべきではないでしょうか？

★トピックス～健康保険料が変わります～

健康保険料、介護保険料率が3月分(4月末納付分)から変わります。
京都の場合健康保険料率は9.33%から9.50%へ。(全国平均保険料率と同率)
介護保険料率が、1.50%から1.51%へ。
例えば、標準報酬月額が24万円で40歳未満の方は、
従来の自己負担保険料は11196円から11400円へ。
40歳以上の方は、12996円から13212円となります。

~~~~~編集後記~~~~~

未曾有の大地震の被害を
目の当たりにして、
阪神淡路の震災を思い出しました。

被害の大きさに
心が痛みます。

自然災害には、人間は非力です。
どうか、被害が少しでも少ないよう、
祈るしかありません。

~~~~~

\*\*\*\*\*  
**年金についてのご相談なら**  
西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝  
〒604-8155  
京都市中京区錦小路通室町東入ル  
占出山町308 ヤマチュービル2F N10  
電話&FAX(075)241-4586  
メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)  
WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>  
\*このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*  
\*\*\*\*\*

-----  
働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報  
発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>  
配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>  
-----